

○「南海トラフ地震防災規程」の一覧

該当施設・事業等	南海トラフ地震防災規程に該当する計画・規程等	根拠法令等	提出先等
多人数利用施設等	消防計画	消防法第8条第1項	消防長
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所	予防規程	消防法第14条の2第1項	市町村長 (消防署)
火薬類の製造所	危害予防規程	火薬類取締法第28条第1項	経済産業大臣
高圧ガスを製造する事業所	危害予防規程	高圧ガス保安法第26条	県知事
相当量の石油等を取り扱う事業所	防災規程	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長 (消防署)
第一種鉄道事業者第二種鉄道事業者第三種鉄道事業者	実施基準	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項	地方運輸局長
索道事業	細則	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項	地方運輸局長
軌道を敷設する運輸事業	細則	軌道運転規則第4条第1項	地方運輸局長
一般旅客定期航路事業	安全管理規程	海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項	地方運輸局長
旅客不定期航路事業	安全管理規程	海上運送法施行規則第7条の2第1項（同施行規則第23条の4において準用）	地方運輸局長
一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）	運行管理規程	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項	(内部規定)
ガス事業	保安規程	ガス事業法第24条第1項、第64条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）及び第97条第1項	経済産業大臣
電気事業	保安規程	電気事業法第42条第1項	経済産業大臣 又は産業保安 監督部長
石油パイプライン事業	保安規程	石油パイプライン事業法第27条第1項	経済産業大臣 国土交通大臣 総務大臣